

当 座 勘 定 規 定（一般用）

変更後	変更前
第1条（当座勘定取引契約の成立） 当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。 第5条（第三者振込み） （1） 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第3条と同様に取扱います。 （2） 第三者が当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第4条と同様に取扱います。 第6条（受入証券類の不渡り） （1） 前4条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第5条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。 （2） （略） 第12条（過振り） （1） 第10条の第1項にかかわらず、当金庫の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。 （2） （略） （3） （略） （4） （略） （5） （略） 第16条（届出事項の変更） （1） （略） （2） 前項の届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 （3） （略） 第17条（印鑑照合等） （1） （略） （2） 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いましたうは、その用紙につき偽造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 （3） （略） 第24条（反社会的勢力との取引拒絶） この当座勘定は、後記第25条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第25条第2項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。 第29条（成年後見人等の届出） （1） 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。 （2） （略） （3） （略） （4） （略） （5） 前4項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者お	（新設） 第4条（第三者振込み） （1） 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条と同様に取扱います。 （2） 第三者が当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第3条と同様に取扱います。 第5条（受入証券類の不渡り） （1） 前3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。 （2） （略） 第11条（過振り） （1） 第9条の第1項にかかわらず、当金庫の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。 （2） （略） （3） （略） （4） （略） （5） （略） 第15条（届出事項の変更） （1） （略） （2） 前項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 （3） （略） 第16条（印鑑照合等） （1） （略） （2） 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうは、その用紙につき偽造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 （3） （略） 第23条（反社会的勢力との取引拒絶） この当座勘定は、後記第24条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第24条第2項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。 第28条（成年後見人等の届出） （1） 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。 （2） （略） （3） （略） （4） （略） （5） 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

変更後	変更前
よびその成年後見人・保佐人・補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。 第31条（規定の変更等） （1） この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。 （2） 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 （3） 前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。	第30条（規定の変更等） 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。